

文教委員会資料
令和6年6月13日
済美教育センター

令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめ及び不登校の状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年3月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告します。

1 いじめについて（4月1日～3月31日）

年度	小学校			中学校			合計		
	認知 学校数 (認知率)	認知 件数 (件)	解消 件数 (解消率)	認知 学校数 (認知率)	認知 件数	解消 件数 (解消率)	認知 学校数 (認知率)	認知 件数	解消 件数 (解消率)
元 年度	41 (100%)	2,748	2,540 (92.4%)	22 (95.7%)	209	185 (88.5%)	63 (98.4%)	2,957	2,725 (92.1%)
2 年度	38 (95%)	1,271	1,159 (91.2%)	20 (87.0%)	111	96 (86.5%)	58 (92.1%)	1,382	1,255 (90.8%)
3 年度	40 (100%)	1,704	1,543 (90.6%)	19 (82.6%)	132	121 (91.7%)	59 (93.7%)	1,836	1,664 (90.6%)
4 年度	40 (100%)	1,999	1,874 (93.7%)	20 (86.9%)	151	126 (83.4%)	59 (93.7%)	2,150	2,000 (93.0%)
5 年度	40 (100%)	2,178	1,997 (91.7%)	22 (95.7%)	179	149 (83.2%)	62 (98.4%)	2,357	2,146 (91.0%)

備考

- (1) 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休校のため2月までのデータを集計した。
- (2) いじめ解消の判断基準は、平成25年10月11日文部科学大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、以下のとおりとする。
 - ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
 - ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・いじめの認知件数を経年比較すると、小学校、中学校ともに令和2年度から増加傾向で、件数としてはコロナ禍であった令和2年度以前に戻りつつある。
- ・杉並区立学校におけるいじめ解消率は過去5年間いずれの年も90%を超えており、これは、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における公立小・中学校のいじめ問題解消率の令和元年度から令和4年度の全国平均78.9%を上回るものである。

【今後の主な対応】

- ・いじめの未然防止のために、学校では児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめの早期対応のために、学校では定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりする。
- ・教育委員会では、区立学校校長や生活指導主任を対象としたいじめの早期発見・早期対応に係る研修会を実施する。
- ・教育委員会では、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定を進めるとともに、「(仮称) 杉並区いじめ防止対策推進条例」を制定する。

2 不登校について（4月1日～3月31日）

年度	小学校		中学校		合計	
	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)	発生学校数 (発生率)	不登校者数 (出現率)
元 年度	41 (100%)	199 (0.95%)	23 (100%)	340 (5.3%)	64 (100%)	539 (1.9%)
2 年度	40 (100%)	219 (1.04%)	23 (100%)	339 (5.23%)	63 (100%)	558 (2.02%)
3 年度	39 (97.5%)	267 (1.24%)	23 (100%)	437 (6.68%)	62 (98.4%)	704 (2.51%)
4 年度	40 (100%)	381 (1.74%)	23 (100%)	516 (7.63%)	63 (100%)	897 (3.13%)
5 年度	40 (100%)	501 (2.25%)	23 (100%)	604 (8.89%)	63 (100%)	1,105 (3.81%)

備考

- (1) 令和元年度は、新型コロナウイルス感染症による臨時休校のため2月までのデータを集計した。
- (2) 出現率は、不登校者数÷在籍者数×100で計算を行った。

【主な特徴】

- ・すべての区立学校で不登校児童・生徒が存在する。
- ・不登校児童・生徒の割合（出現率）を経年比較すると、令和5年度も小学校、中学校ともに増加した。特にコロナ禍であった令和2年度から出現率の増加が顕著になっている。
- ・不登校の要因としては、無気力や学習面、教職員との関係、身体的不調、生活リズムの乱れ等がこれまで挙げられてきた。学校における業務量の増加にともない、教師が児童・生徒とじっくり向き合う時間が確保できないことも要因の一つである。それらに加え、不登校児童・生徒の割合が増えた理由として、不登校は様々な要因・背景の結果として起きた状態であること、問題行動ではないため周囲の人が寄り添い、共感する姿勢をもつことが重要であるという考えが浸透し、登校を強要しなくなってきたことも要因として考えられる。

【今後の主な対応】

- ・学校では、児童・生徒一人ひとりが安心して学べる場所となるよう、校内委員会やケース会議等を通して、児童・生徒について積極的に共通理解を図った上で、支援を行うようとする。
- ・学校では、校内で指名している教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を構築し、組織対応力の向上を図る。
- ・学校では、校内別室指導を行える教室等を用意し、個別学習や居場所として運営し、児童・生徒のサポートの充実を図る。
- ・不登校支援チームによる助言等を行い、校内別室指導への支援に取り組む。
- ・今年度より設置された高井戸チャレンジクラス（TCC）について、対象を全区立中学校生徒に拡大し、学びの多様化について充実を図る。
- ・不登校児童・生徒の学びやかかわりの機会として活用が想定できる東京都バーチャルラーニングプラットフォーム事業へ参加できる児童・生徒の対象を広げる。